

平成 21 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨（案）

日 時：平成 21 年 11 月 12 日（木） 10 時 00 分～12 時 20 分

場 所：経済産業省別館 9 階 944 号会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、奥村委員、岡山委員、乙間委員、酒井委員、辰巳委員、奈良委員、平尾委員、安井委員（座長）

欠席委員：阿南委員、奥委員、永田委員、原田委員（五十音順、敬称略）

特定調達品目及び判断の基準の見直しについて

【紙類・印刷について】

- ・ コピー用紙の供給見込み（資料 2-3 表 1）は、どのように算出されたのか。経済状況等様々なファクターによる影響で変動があるが、この基準をどう機動的に適用していくか。
- ⇒ 表 1 はコピー用紙を現在製造している 9 社に対し、販売実績及び今後の生産見込み量を調査した結果である。平成 21 年度第 1 四半期は総合評価値 70～80 の製品が多いが、各社今後 80 以上にシフトしていく予定であるとのことであった。社会経済の状況等、諸般の事情により変動する可能性がある旨は、資料 2-3 p1 の脚注に記載している。（事務局）
- ・ 資材確認票は具体的にどのように運用されるのか。
- ⇒ 印刷物発注の際、印刷事業者記入していただき、提出して頂く。こうすることで、印刷の判断の基準を満たしているのかを確認する手段として運用していく。（事務局）
- ・ 資材確認票について、委託業務等を発注した際の報告書は印刷の基準が適用とならないが、何か配慮はあるか。
- ⇒ 業務委託の内容に報告書等の印刷が含まれる場合は、この資材確認票を用いて確認することとしている省庁もある。再委託で印刷事業者が発注される場合にも、資材確認票に基づき確認がなされることと考える。（事務局）
- ・ 紙の総合評価の配点について、例えば古紙パルプ配合率の評価式・配点のグラフを曲線にするなど、コストパフォーマンスを踏まえ企業のモチベーションを高めるような基準の検討も今後必要ではないか。
- ⇒ ご提案としては興味深い。古紙パルプの配合に関しては、再生紙の方がまだコストが安い。古紙の輸出が一気に伸びると原料価格が上がるなど、変動要因があるため、今拙速には対応しにくいですが、今後の検討の参考とさせていただきたい。

【繊維製品について】

- ・ リサイクルシステムに係る基準が設定されたことは評価できる。ここでいうケミカルリサイクル（CR）は、容器包装リサイクル法（容り法）の CR と定義が異なるのではないか。同種の製品へのリサイクルを意図しているのであれば、記述する必要がある。
- ⇒ ご指摘のとおり、繊維製品を回収しモノマー分解することを想定している。容り法の CR の定義は。
- ⇒ 容り法では、CR にコークス、高炉吹込みなどが入っている。それは容り法の範疇での CR であって、特殊。容り法では、モノマー分解はあまり考えられていないのではないか。
- ⇒ マテリアルリサイクルができない場合、エネルギー回収となってしまう。前提として、ポ

リエステルのリサイクルはモノマーリサイクルと考えている。

- ・ PLA のリサイクルを考えていくのは難しい問題だろう。
- ・ 繊維製品について、植物を原料とする合成繊維を使用した製品の回収及びリサイクルシステムを、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に構築する旨の記述がある。このように、先を見て記述を行うことは画期的であり評価できる。
- ⇒ 植物を原料とする合成繊維は、回収されることを前提に評価されるべきという考えから、回収及びリサイクルシステムの構築を判断の基準に入れる方向で検討していたが、まだ技術開発の段階であるため猶予期間をいただきたいとの意見が事業者から出されたことを踏まえた対応である。
- ⇒ 今回、再生 PET 樹脂配合率基準値の引き上げを行う他の繊維製品の品目では、1 年間の経過措置を設定しているため、混乱を避けるためにこのような形で備考に記載することとした。（環境省）

【クリーニングについて】

- ・ クリーニングについて、溶剤に関する内容は。
- ⇒ 溶剤は VOC などの問題があるが、現状それに変わる溶剤が普及していないことなどから、今後の課題としている。
- ⇒ クリーニングの溶剤としてはテトラクロロエチレンが使われており、不適切な取扱いを行うと外に漏れる場合がある。ドライクリーニングに関しては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等の法規制により、各事業者で適切に管理されているという前提があるため、今回は判断の基準に取り上げていない。（事務局）
- ・ 洗剤、溶剤については非常に重要であるため、せめて配慮事項に書くべき。
- ・ 東京都では、揮発性有機化合物（VOC）の排出源であるクリーニングについて、対策ガイドが出されている。配慮事項として、できるだけ排出を抑える努力をしていただく必要はある。
- ⇒ 法令遵守は当然行われていることであるため記載していないが、分科会委員と再度相談し、配慮事項への記載について検討したい。（環境省）
- ・ ポリ包装材の回収システムについて記載されていないのはなぜか。
- ⇒ 包装材はポリエチレン（PE）かポリプロピレン（PP）が主で、ハンガーに再生するなどマテリアルリサイクルは可能だが、クリーニングの包装材はサービスに付随するものであり、容器包装ではないことから容リ法の対象外となっている。業界では、独自に回収・リサイクルに取り組んでいるが、廃棄物処理法との関係で、回収システムの構築が途中で止まっている状況である。
- ・ ハンガーメーカーでは、クリーニング事業者から使用済ハンガーを引き取ってリサイクルを行っているが、戻ってくるケースは極めて少ないと聞いている。クリーニング事業者とハンガーメーカーが連携していないのが問題。
- ・ クリーニングのエコドライブの措置は評価できる。役務の他の品目にも、エコドライブの取組の適用を今後考えていくべき。
- ・ 繊維製品の備考に、調達者側の留意として、基準を満たしたクリーニングの調達に配慮すべきと記載してはどうか。

【その他の物品・役務の品目について】

- ・ 掛時計について、どのような製品が該当するのか。
- ⇒ 太陽光や蛍光灯の光が内蔵された充電電池に充電され、半永久的に動くものが該当するが、それだけでは機種が限られるため、一次電池が補助的に動いて5年以上使えるものも対象としたいと考えている。(事務局)
- ・ 太陽電池を使うことが記述されていないが、大量の一次電池を詰め込まれる場合もあるため、記載を検討すべき。
- ・ 電球形状のランプについて、LED 又は電球形蛍光ランプ以外の製品の扱いについての記載方法を検討すべき。
- ・ 植栽管理について、可能な限り再使用・再生利用が可能な埋め込み材とは何を示しているのか説明が必要。

【公共工事について】

- ・ 高日射反射率塗料、高日射反射率防水について、ヒートアイランドが強まる懸念はないのか。
- ⇒ 当該品目は、日中、建物に当たる熱を反射することで、熱の蓄熱を防止しヒートアイランド抑制効果を高めるものである。(国土交通省)
- ・ 断熱サッシ・ドアは、定性的な基準となっているが数値基準は必要ないのか。
- ⇒ 建具の断熱性能については、建具、断熱材、設備負荷などトータルに考えて設定すべきものであるため、断熱性能については数値を設定していない。ただし、調達の方針の中に、建物全体を総合的に考えて、断熱性能を設定するという書き込みたいと考えている。(国土交通省)
- ・ 洋風便器の洗浄水量が 8.5L/回以下となっているが、もっと厳しい基準でもよいのではないか。
- ⇒ 洗浄水量は、これより低い節水タイプのものも存在するが、市場での普及状況を踏まえ、供給会社が偏らないように配慮して設定した数値である。(国土交通省)
- ・ 2-3年後により高い基準を設定する旨を書き込むべき。
- ・ 中温化アスファルト混合物について、中温化剤の添加によって加熱温度を下げるものと記載すべき。
- ⇒ 記載については見直しを行いたい。(国土交通省)

2. グリーン購入法の判断の基準の考え方等について

- ・ 品目は全体に多岐に渡っているが、全体を通して環境法令を遵守することという記載がない。全体をカバーするように、文言の追加を検討いただきたい。
- ⇒ 基本方針の前文に書くなどの対応を検討いただきたい。
- ・ CO₂削減の重みがあるが、海外における国の機関での調達も該当するのか。
- ⇒ 明示されていないが、判断の基準が日本の市場を対象としているので、対象外となることが多い。(環境省)

以上